

2013年9月12日

福井県知事 西川一誠 殿

部落解放同盟福井県連合会



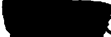
人権問題についての懇談会の申し入れ

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

常日頃より部落問題・人権問題に対して鋭意ご努力賜り深く敬意を表する次第であります。

多くの国民が求めてきた人権侵害救済法（政府案・人権委員会設置法案）は閣議決定をみながら昨年の政権交代により廃案となり極めて残念でなりません。

貴職におかれましてもこの法案制定にご尽力を頂き感謝申し上げます。我が国が人権立国足らしめる為にも最も重要なことは人権侵害救済法制度の確立であります。今後も、人権侵害救済法の実現に向けて邁進する決意であります。

さて、の差別発言事件は多くの課題を提起しております。福井県も、この課題の解決に向けてご努力をされておりますが、課題の解決は一向に進んでおりません。焦眉の急を要する課題であります。

つきましては、これらの問題を、お互いの協力と努力によって早期の解決を目指したいと存じますので、下記の日程で懇談会の開催を申し入れます。

記

日時 2013年10月17日（木）午後1時より

場所 ^{若狭} 福井県立図書学習センター [小浜市]

懇談内容は別紙

県連出席者 30名

以上

2013年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項（案）

2013年10月17日（9/12現在）

部落解放同盟福井県連合会

1 「人権教育・啓発推進法」関係について

- ①【人権教育・啓発推進法】には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2012年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。
(昨年明らかになった同和問題の位置づけのない10市町に対する指導、他県の情報を調べ検討するとの回答があった各市町首長による人権啓発・教育連絡協議会等の設置について)
- ② 県人権センター2012年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。

2 〃における差別事件について

- ① 差別発言について福井県はどのように捉え、どのような対応を図っていくのか。問題解決の目処が見える方針を示されたい。
(背景と問題解消に向けた分析や到達目標を定めた着実な取組みが必要と考える。)
- ② 福井県及び〃の取組みの経過を明らかにされたい。(H24年度年間実施報告 H25年度年間計画の提出)
- ③ 〃が問題解決に向けた、実効性のある総合的・具体的な啓発方針を示せるよう強く指導されたい。

3 公正採用問題について

平成21・22・23・24年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて分析結果を公表されたい。

4. 身元調査問題について

差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施について県の考え方を明らかにされたい。
また「本人通知制度」実施に向けた、各自治体への指導を徹底されたい。
(昨年の回答にあった法務局との連携、市町担当者との意見交換結果など)

5. 人権意識調査の実施について

県が20年度に実施した人権意識調査は調査方法が杜撰としており、再度実態が見える合理性ある調査を行うべきである。県の考え方を明らかにされたい。(昨年の回答にあった県人権施策推進審議会との相談結果は)

6. []の開発事業について

[]側の[]整備はどうなっていますか。

(昨年の回答にあった[]との協議・調整を図り、合意を得たうえで事業を進めるについて)

7. []の早期着工について

[]改良計画はどうなっていますか。

8. [redacted]と[redacted]及び[redacted]撤去について

冬季波浪等の波の影響による上記一連の対応と、根本原因である冬季波浪対策について。

部落問題解決に向けた要求事項・回答

平成25年10月17日

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ①「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。全市町の2012年度の人権施策推進計画に基づく実施具体内容を公表されたい。併せて、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか、県の考えを明らかにされたい。 (昨年明らかになった同和問題の位置づけのない10市町に対する指導、他県の情報を調べ検討するとの回答があった市町首長による人権啓発・教育連絡協議会等の設置について)	(地域福祉課、生涯学習・文化財課) 平成21年度までに県内全ての市町において、人権施策推進計画（以降「計画」とする。）が策定され、計画による人権施策が地域の実情を踏まえ実施されている。 昨年に引き続き、2012年度（平成24年度）の各市町の実施内容「人権教育・啓発実績報告書」について、別添「提出資料1」のとおり提出する。 同和問題を課題にした啓発活動への取組みについては、4月23日に開催した人権教育担当者会議、5月14日に開催した市町主管課長会議、8月6日に新たに設置し、開催した人権教育・啓発連絡会において、それぞれ主管課長、担当者に指導したところである。 なお、計画の中で同和問題の取組みを項目立て記載しているのが6市町、女性問題、子ども問題等様々な人権の1つとして同和問題を記載しているのが8市町、一般的な人権の中に含まれているのが3市町となっている。計画策定後時間が経過していることから全市町に対して、県の人権施策基本方針を参考に計画の見直しを市町主管課長会議および人権教育・啓発連絡会の中で要請するとともに、平成25年9月24日付け通知でも指導を行っている。 今後とも、県・県教育委員会では、あらゆる機会を捉え、全市町が同和問題の知識・認識の普及・啓発を地域住民に広げていくよう指導していくこととしている。

要 求 事 項	回 答
1 「人権教育・啓発推進法」関係について ②県人権センター2012年度の活動内容や相談件数など実績を明らかにされたい。	(地域福祉課) 人権センターの活動内容は、人権相談に関する総合窓口として、県民からの人権相談に応じるとともに、県民、企業等に対する人権教育・啓発を推進することである。具体的な活動内容については、次のとおりである。 (1) 人権相談事業 相談員による一般相談、弁護士による特別相談、嶺南地域への移動相談 ・一般相談 開館日は、毎日実施 相談件数 171件 ・特別相談 毎月第3木曜日 13:00～16:00 相談件数 26件 ・移動相談 偶数月第2金曜日 [REDACTED] 13:00～16:00 相談件数 5件 奇数月第3金曜日 [REDACTED] 13:00～16:00 相談件数 5件 ・相談等問い合わせ件数 1,764件 (2) 人権意識の普及啓発・研修における講師派遣回数 民間企業等 7社 9回(受講者425人) 自治研修所、市町、学校関係 19回(1,053人) (3) 情報の提供 啓発用備品貸出 62件(DVD130本、書籍13冊、パネル1枚)

要 求 事 項	回 答
2 〇〇における差別事件について ①差別発言について福井県はどのように捉え、どのような対応を図っていくのか。問題解決の目処が見える方針を示されたい。 (背景と問題解消に向けた分析や到達目標を定めた着実な取組みが必要と考える。)	(地域福祉課) 〇〇内における差別発言問題については、本県において、今なお同和問題に関する偏見や差別意識が解消されていないことを示している。このため、県では、同和問題に対する正しい理解と認識が県民に深まるよう、人権教育・啓発を推進するため様々な事業を積極的かつ継続的に開催している。 また、全ての市町が「人権教育・啓発推進法」に基づき人権施策推進計画を定め、同和問題をはじめとする様々な人権課題に対応しているが、この差別発言問題を〇〇だけの問題として捉えるのではなく、県全体で考えていかなければならないことについて、5月14日に開催した「市町人権主管課長会議」において市町の人権主管課長に、さらに、本年度8月6日に新設した「市町人権教育・啓発連絡会」において担当者に訴えたところである。 同和問題に対する正しい理解と認識を深めるには、研修事業が極めて重要と考えており、より多くの市民・企業関係者が受講できるよう、県、市町、福井地方労働局、電力会社からの呼びかけを行い、〇〇の共催により同市内で「人権啓発講演と映画の会」(平成24年9月10日、平成25年9月11日)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(平成25年3月15日)を開催し啓発指導に努めている。 なお、講師には〇〇の差別発言事案も含め県内で発生した差別事案の概要を知っていただいたうえで、地域社会に潜む差別意識が解消されるまちづくりをテーマに講演をお願いしている。 今後も様々な機会をとらえ、市民・企業関係者に同和問題における差別発言、土地差別等の現状と問題点を訴えるとともに、社員教育の推進を要請し、同和問題の教育・啓発の推進を図りたい。

要 求 事 項	回 答
2 〇〇における差別事件について ②福井県及び〇〇の取組みの経過を明らかにされたい。(H24年度年間実施報告 H25年度年間計画の提出)	(地域福祉課) 県は、〇〇との共催により同市内で「人権啓発講演と映画の会」(平成24年9月10日、平成25年9月11日)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(平成25年3月15日)を開催しており、県や福井地方労働局、電力会社の呼びかけにより〇〇内から多くの市民・企業関係者が受講しており、今年度も引き続き実施していくこととしている。 〇〇県の指導により、〇〇人権研修会」および市・教育委員会職員、人権擁護委員、民生児童委員、社会教育委員等を対象とする「人権指導者研修会」(平成24年11月20日)を開催しているが、引き続き市民・企業の参加も広く求め実施していく。 平成24年度年間実施報告、平成25年度年間計画を別添のとおり提出する。 提出資料2-1 「平成24年度 福井県人権教育・啓発実績報告書」 「平成25年度 福井県人権教育・啓発実施計画書」 提出資料2-2 「平成24年度 〇〇人権教育・啓発実績報告書」 「平成25年度 〇〇人権教育・啓発実施計画書」

要 求 事 項	回 答
2 敦賀における差別事件について ③敦賀市が問題解決に向けた、実効性のある総合的・具体的な啓発方針を示せるよう強く指導された。	(地域福祉課) 県では、昨年の[]交えた部落解放同盟福井県連合会との意見交換会以降、機会(平成25年2月14日、平成25年4月25日、平成25年5月14日、平成25年5月29日、平成25年7月10日、平成25年7月16日、9月11日)を捉え、[]に出向くなど啓発活動の指導を行っている。 また、6月19日付けで部落解放同盟福井県連合会からの文書により要望のあった[]との交渉経過報告などについては、7月16日に[]の人権担当者である[]を交え、部落解放同盟福井県連合会に状況報告をさせていただいたところである。 これまでの意見交換会において部落解放同盟福井県連合会からの指摘のあったことについて、県が再三[]に理解を求めたことは、 ・[]で発生した差別発言事案は、今なお人権や同和問題に関する偏見や差別意識が解消されていない現実があることを直視していかなければならない。 ・[]に存在する差別意識の状況を踏まえ、今後に向けた行動計画を示す。 といったことである。 なお、[]は、平成22年度から開催している[]権教育指導者研修会を同和問題の啓発していく場として充実させていくとともに、県が[]内で開催する研修会等に共催し、多くの市民・企業関係者への参加機会を提供していきたいとのことである。 (次ページに続く)

要 求 事 項	回 答
	県としても引き続き[]と部落解放同盟福井県連合会の意見交換会の場を設定し、[]には[]の人権施策基本方針に基づく人権啓発活動の強化と人権施策の充実について、差別されて泣き寝入りしている[]のための人権行政がなされるよう指導に努めたい。 なお、[]と部落解放同盟福井県連合会との次回の意見交換会については、11月(11、12、14日で調整中)を予定している。

要 求 事 項	回 答
3 公正採用問題について 平成21・22・23・24年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。(公正採用指導員の活動内容含む) 併せて分析結果を公表されたい。	(労働政策課) 平成21年度は131件、平成22年度は158件、平成23年度は138件、平成24年度は106件の不適切事象があった 県では、企業向け啓発用リーフレットを作成し、合同企業説明会や人権教育指導者研修会等において、事業所の人事担当者に配布。公正な採用選考の実施を要請している。また、「公正採用選考関係機関連絡会議」に福井労働局の担当職員にも参加いただき、不適切事象があった企業への指導・啓発を依頼している。 労働局では、関係ハローワークが違反事業所を個別訪問し、公正な採用選考を行うよう指導・啓発しており、特に質問が多い「家族の状況」について重点的に改善指導を行っている。 福井労働局によると、公正採用選考人権啓発推進員は県内の対象事業所の87.9%が選任している。 公正採用選考啓発推進員は、公正な採用選考や労働局およびハローワークとの連携を主な活動内容にしている。 なお、不適切事象の分析結果については、別紙(9ページ)のとおりとなっている。 (次ページへ続く)

要 求 事 項	回 答
	(高校教育課) 24年度から教育委員会主導で公正採用選考問題に取り組んでいる。今年度、教育委員会は、各ハローワークを通じて、各事業所に公正採用選考啓発リーフレットと教育委員会が作成した公正採用選考依頼文書を送付し、公正採用選考の周知と依頼を行った。 また、これまで同様、採用試験を受けた生徒全員から「公正採用選考に係る受験報告書」を回収し、集計したものを公正採用関係機関連絡会議に提出する。これにより不適切事項を把握していく。

公正採用調査の分析結果

別紙

1 件数

	24年度		23年度		22年度		21年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
受験報告書の総数	2,350		2,055		2,254		1,911	
該当する受験報告書の件数	106	4.5%	138	6.7%	158	7.0%	131	6.9%
不適切な項目の延べ合計数	188		196		226		193	
統一応募用紙以外 提出書類	0		0		0		0	
①戸籍謄(抄)本	0		0		0		0	
②住民票	0		0		1		0	
③健康診断書	0		3		0		0	
④その他	0		0		0		0	
不適切な質問	188		193		224		192	
①本籍、出生地	3	1.6%	5	2.6%	6	2.7%	2	1.0%
②家族の状況	91	48.4%	116	60.1%	158	70.5%	131	68.2%
③住宅状況	10	5.3%	4	2.1%	1	0.4%	2	1.0%
④生活環境、家庭環境	13	6.9%	6	3.1%	3	1.3%	4	2.1%
⑤読書新聞、雑誌、愛読書	4	2.1%	5	2.6%	7	3.1%	5	2.6%
⑥性別で区別した質問	1	0.5%	0	0.0%	1	0.4%	1	0.5%
⑦人生観・生活信条	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	4	2.1%
⑧尊敬する人物	13	6.9%	13	6.7%	12	5.4%	5	2.6%
⑨思想	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑩宗教	4	2.1%	1	0.5%	3	1.3%	5	2.6%
⑪支持政党	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%
⑫短所、喫煙、交友関係	49	26.1%	42	21.8%	33	14.7%	32	16.7%
作文の題名	0		0		1		1	
管内別の延べ件数								
福井管内	86	45.7%	97	50.3%	99	44.2%	83	43.2%
武生管内	42	22.3%	41	21.2%	44	19.6%	39	20.3%
大野管内	0	0.0%	0	0.0%	4	1.8%	0	0.0%
三国管内	9	4.8%	16	8.3%	19	8.5%	6	3.1%
敦賀管内	27	14.4%	23	11.9%	36	16.1%	38	19.8%
小浜管内	6	3.2%	13	6.7%	13	5.8%	8	4.2%
県内計	170	90.4%	180	98.4%	215	96.0%	174	90.6%
県外	18	9.6%	3	1.6%	9	4.0%	18	9.4%
合計	188		193		224		192	

2 事業所数

	24年度		23年度		22年度		21年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
受験事業所の総数	760		712		732		647	
該当する事業所数	71	9.3%	99	13.9%	106	14.5%	81	12.5%
不適切な項目を有する延べ事業所数	137		151		166		130	
統一応募用紙以外 提出書類	0		0		0		0	
①戸籍謄(抄)本	0		2		1		0	
②住民票	0		0		0		0	
③健康診断書	0		0		1		0	
④その他	0		2		0		0	
不適切な質問	137		149		164		129	
①本籍、出生地	3	2.2%	5	3.4%	6	3.7%	2	1.6%
②家族の状況	61	44.5%	85	57.0%	109	66.5%	81	62.8%
③住宅状況	9	6.6%	3	2.0%	1	0.6%	2	1.6%
④生活環境、家庭環境	12	8.8%	6	4.0%	3	1.8%	4	3.1%
⑤読書新聞、雑誌、愛読書	4	2.9%	4	2.7%	7	4.3%	5	3.9%
⑥性別で区別した質問	1	0.7%	0	0.0%	1	0.6%	1	0.8%
⑦人生観・生活信条	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	4	3.1%
⑧尊敬する人物	9	6.6%	9	6.0%	7	4.3%	3	2.3%
⑨思想	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑩宗教	3	2.2%	1	0.7%	1	0.6%	1	0.8%
⑪支持政党	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
⑫短所、喫煙、交友関係	35	25.5%	35	23.5%	29	17.7%	25	19.4%
作文の題名	0		0		1		1	
管内別事業所数								
福井管内	33	46.5%	46	46.5%	46	43.4%	40	49.4%
武生管内	17	23.9%	27	27.3%	15	14.2%	13	16.0%
大野管内	0	0.0%	0	0.0%	3	2.8%	0	0.0%
三国管内	5	7.0%	8	8.1%	10	9.4%	3	3.7%
敦賀管内	8	11.3%	10	10.1%	17	16.0%	13	16.0%
小浜管内	3	4.2%	6	6.1%	8	7.5%	5	6.2%
県内計	66	93.0%	97	98.0%	99	93.4%	74	91.4%
県外	5	7.0%	2	2.0%	7	6.6%	7	8.6%
合計	71		99		106		81	

②家族の状況の内訳

	24年度		23年度		22年度		21年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 家族構成	37	32.7%	48	35.0%	98	50.0%	58	36.3%
2 家族の職業	66	58.4%	76	55.5%	66	43.9%	90	56.3%
3 家族の年齢	7	6.2%	4	2.9%	9	4.6%	5	3.1%
4 家族の健康状況	3	2.7%	7	5.1%	1	0.5%	6	3.8%
5 家族の学歴	0	0.0%	2	1.5%	2	1.0%	1	0.6%
計	113		137		196		160	

要 求 事 項	回 答
4 身元調査問題について 差別身元調査につながる戸籍等の不正取得を防止するための「本人通知制度」の実施について県の考え方を明らかにされたい。 また、「本人通知制度」実施に向けた、各自治体への指導を徹底されたい。 (昨年の回答にあった法務局との連携、市町担当者との意見交換結果など)	(市町振興課) 人権尊重の観点からの住民票の写し等の取扱いの重要性については十分認識しており、住民票の写し等の交付制度については、平成20年施行の法改正において、「何人でも交付を請求できる」という規定が見直され、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定するとともに、なりすまし等の不当な手段による交付請求が行われていることを踏まえ、交付する際の本人確認を厳格化する等、個人情報保護に十分留意した新たな制度として再構築されたところである。 まずは、この改正後の制度が市町において適正に運用されることが必要であると考え る。 本人通知制度については、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を防止する上で有効であると考え る。 その一方で、市町からは、この制度の課題として、事務負担の増加やシステム改修等の費用面の問題のほか、弁護士など第三者の正当な権利行使の妨害につながるおそれがあるといった意見もいただいている。 このため、本来であれば、国においてこうした課題をクリアにした上で、制度の法制化など必要な措置を講じるべきと考えるが、現時点では何も措置されていないため、本人通知制度の実施については各市町の裁量によるものと言わざるを得ない。 県としては、福井地方法務局戸籍課と協力して、平成25年7月に県内市町に対して本制度を紹介し、情報提供を行ったところであり、今後とも法務局と連携し、市町に対して適宜必要な助言を行っていく。

要 求 事 項	回 答
5 人権意識調査の実施について 県が20年度に実施した人権意識調査は調査方法が杜撰としており、再度実態が見える合理性ある調査を行うべきである。県の考え方を明らかにされたい。(昨年 of 回答にあった県人権施策推進審議会との相談結果は)	(地域福祉課) 平成20年度に実施した人権意識調査については、平成16年度から全庁的に実施していた「県政マーケティング調査」事業を利用したものであり、電話帳から無作為に抽出した2000世帯に調査票を郵送する方法で実施している。 この調査方法では、性別や年齢層に偏りが見られ、平成22年度以降は、住民基本台帳から市町別、性別、年齢別の人口比率に基づいて調査対象者を抽出する階層別無作為抽出に移行している。 県人権施策推進審議会の委員と個別に相談したところ、定期的な調査は必要であるが、一定の期間を置かないと意識の変化は見られないだろうということだった。 意識調査時期については、各都道府県に調査したところ長いところで10年、短いところで5年、平均7年周期の状況となっている。 現在、県のアンケート調査については、政策統計・情報課で全庁的に窓口を一本化しており、課独自で意識調査は行うことが難しく、今後要望する予定である。

要 求 事 項	回 答
6 [redacted]の開発事業について [redacted]側の [redacted]は [redacted]はどうなっていますか。 (昨年の回答にあった [redacted] [redacted]との協議・調整を図り、 合意を得たうえで事業を進めるにつ いて)	(土木部、嶺南振興局) [redacted]側の [redacted]については、 [redacted]から近く [redacted] [redacted]で交通安全上問題があることから、18年から関係者協議を開始し、19年度から事 業に着手した。 また、地元要望のあった周辺施設の整備についても概ね了解を得ている。 23年9月からは、関係する [redacted]と計画に関する協議を進めて いるが、 [redacted]について未だ協議が整っていない状況にある。 このような中、 [redacted]との協議・調整は、少しずつではあるが進展しており、で きるだけ早く合意を得て、事業が進めていけるよう努めていきたい。 【今後の予定】 [redacted]について ○ [redacted] ○ [redacted] (H26 取得予定) ○ [redacted] [redacted] 交 渉を進める。(H25 調査 H26 予定) ■ 関係法令の手続きについて ○ [redacted] (H26 調査、H26 申請予定) ○ [redacted] (H26 予定)

要 求 事 項	回 答
7. [redacted]と[redacted] [redacted]の早期着工について [redacted]の[redacted] [redacted]の改良計画はどうなっていますか。	(土木部、嶺南振興局) [redacted]と[redacted]については、[redacted]なため 視認性が悪く、また、[redacted]など交 通安全上問題があると考えている。 国道27号は国土交通省が管理しているため、現在、国との交差点計画協議を進めて いる。国との協議を終えた後、事業化に向けた手続きを進めていく。

要 求 事 項	回 答
8. [redacted]と[redacted] 及び[redacted]撤去について 冬季波浪等の波の影響による上記一連の対応と、根本原因である冬季波浪対策について。	(土木部、嶺南振興局) [redacted] [redacted] [redacted]などを効果的に行うため、それぞれの管理主体が連携・協力し、漁港の浚渫砂で養浜を行う等の対策を実施している。 また、[redacted]や[redacted]などの状況を定期的に計測し、データ分析を行うなど、原因究明のための調査を実施し、その結果も踏まえて必要な対策について検討していく。

平成25年度部落解放同盟との懇談会 議事録

日時 平成25年10月17日(木) 13時～16時

場所 若狭図書学習センター講堂

【出席者】

(福井県連合会) [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] 他

(中央本部) [redacted] [redacted]

([redacted]連合会) [redacted] 他

(県) 田端健康福祉部長 他

(司会: [redacted])

昨日の台風26号で、福井県に大きな災害はなかったようですが、伊豆大島では、死者・行方不明者が50名を超す大災害があり、いつどこで災害が起こるか予測のつかないこの頃です。県の皆様には、先の台風18号での小浜市、若狭町での災害の復旧にお忙しい中、この懇談会の出席、大変ご苦労様です。また、解放同盟の皆様には、雨風の台風の後始末もある中、多数の方が参加いただきまして、大変ご苦労様です。本日の司会を担当させていただきます[redacted]です。何分初めてのことで、進行がうまくいくか心配ですが、スムーズに進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源はお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いをいたします。

それでは開会にあたりまして、部落解放同盟福井県連の[redacted] [redacted] ごあいさつをお願いいたします。

[redacted]
みなさん、こんにちは。開会にあたりまして、解放同盟の[redacted]から一言御礼を申し上げます。田端健康福祉部長様に教育委員会、その他幹部の方々に、大変忙しい中ご足労いただきましたことを厚く御礼申し上げます。なお、日頃は私どもの運動に対しても理解をいただいております。また、福井県の人権政策のよりよい推進のために、日頃努力していただいていることについて、厚く御礼申し上げます。しかしながら、課題は山積しておりますので、それについてはこれから交渉の中で一つ明らかにしていきたいと思っております。また、中央本部の方からは、[redacted]さん、そして[redacted]さん、そして[redacted]さん。そして、[redacted]さん、そして解放新聞からも来ていただいております。なお、いつも来ていただいております[redacted]さんがちょっと遅れますので、よろしくお願いいたします。中央本部さんには、日頃私ども県連の活動に対してご

支援をいただいております。また今日は一つ、難しい問題を抱えておるんですけれども、ご指導賜りますようお願いいたします。いつも中央本部からご指導賜っておりますけれども、私どももそれにあわせて十分な力が発揮できないことをお詫び申し上げたいと思います。また、支部の皆さんには、あと3日したらお祭りという非常に忙しい中、こうして積極的に参加いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、やっぱりこの毎年の交渉をやっておりますけれども、私はこの皆さんとの話し合いというのはただ私どもが要求をつきつけるというだけじゃなしに、やはり福井県の人権施策を確立していきたいと思うわけですね。それは皆さんも同じやと思うんですわ。その中で、やはりお互いが忌憚のない話をしながら、福井県の人権というものをよりよく向上していきたいと、そういう願いですので、お互いどちらもメリットがあることなんですわ。だからこそ、真摯に誠意をもって対応してほしいということですね。確かに、福井県は全国一豊かな県と、住みやすい県ということになっています。また、子供の学力も全国で上位の方に、3位やったかな。そこまでいっていますが、けども、それで福井県が豊かな県と言えますか。いつも我々が提起している問題、これが解決されているのかと。例えば、 の問題にしてもそうですね。今なお、差別に苦しんでいる、そういう方々が非常に多いんですね。そのことを横においてですね、果たして福井県は豊かなんだと、弱者が苦しんでいる、特に我々関係の部落差別。非常に苦しい思いをして1日1日暮らしている人が多い、おられるわけですね。そういうことを無視して、そのことを県の施策の中で取り上げないで、福井県は豊かなのかと疑問に思うんですね。ですから、やはりこの問題は福井県のためだという共通の認識の上で、真摯に話していきたいと思います。そういうわけで、本日の交渉が実りあるようにお互いががんばっていききたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

(司会)

それでは続きまして、福井県側の挨拶を、田端浩之健康福祉部長様よろしくお願いいたします。

(田端 健康福祉部長)

皆様、こんにちは。福井県健康福祉部長の田端でございます。よろしくお願いいたします。開会にあたりまして、県の出席者を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、部落解放同盟福井県連合会から、 をはじめ多くの会員の皆様にご出席いただき、本当にありがとうございます。また、中央本部から遠路お越しいただき、ありがとうございます。

皆様には、日頃より本県におけます同和行政の推進につきまして、格別のご理解・ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、県では、同和問題が我が国固有の人権問題であり、憲法で保障する基本的人権の侵害にかかわる重大な課題であると認識し、昭和44年の同和対策事業特別措置法に始まり、昭和62年には地域改善対策特定事業の財政措置が終了するまでの約33年間にわたり、様々な事業を行ってまいりました。

そして、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けまして、平成15年には「福井県人権尊重の社会づくり条例」を制定いたしまして、市町、企業、皆様団体の協力のもと、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

具体的には、「人権教育指導者研修会」あるいは「人権啓発講演と映画の会」などの研修会の開催、また、広く県民に参加していただいております「人権啓発フェスティバル」などイベントによる啓発活動を積極的に進めておるところでございます。

しかし、本日の議題にもございます[REDACTED]の同和問題に関する差別事象が発生するなど、いまだに様々な人権侵害が生じ、社会にひそむ差別意識の解消がされていない状況でございます。

本日の懇談会は、健康福祉部をはじめとして、人権教育・啓発に関係する関係所属の出席者が回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の懇談が実り多きものになることを祈念いたしまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。続きまして、中央本部から来ておられます[REDACTED]様よりご挨拶をお願いいたします。

[REDACTED]

こんにちは。部落解放同盟中央本部を代表いたしまして、一言ご挨拶させていただきます。

このような交渉といえますか、我々がそう言っているのですけれども、懇談でも話し合いでもいいんですけれども、こういった形で何のためにこういう場を設けているか、ここが私は非常に重要だと思います。昨年も寄せていただきましたし、今年も寄せていただいたんですけれども、年中行事のの一つというのではなくてですね、昨年より今年、今年よりも来年ですね。成果が見える形で進んでいくということが大事なんではないかと思ひます。先ほど福井県の基本的な考え方につきましてお話していただきました。ご挨拶の中でね。部落問題の解決、これはまさに国及び地方公共団体の責務であると。そして、国民的課題であると。このことが明示された同和対策審議会の答申。この精神をですね、少なくとも福井県は、そして福井県の中にある市町村はですね、しっかり受け止めつつ今日の課題、今日の取組についてですね、がんばっていききたいと。そういう姿勢をですね、示されたのだと私は思ひます。非常にそこは重要なところと私は思ひますし、時代はですね、部落差別の問題だけではなく、あらゆる差別の問題、そういう観点というんですかね。解決ということもですね、色々問われております。例えば、子供の

貧困対策に関する法律が今年出来ましたし、障害者に対する解消という法律も今年出来ましたし。あるいは、子供の保育とか教育とか、そういったところの新しいシステムを作っていこうという動きも、法律もできております。

そういうものは多々あるわけですが、そのことが我々の課題であります部落差別・部落問題ね。いわゆる皆さんの課題でもある。この部落問題の解決という視点で見たときに、どのようにそれぞれの法律とか施策というものを、位置付け、捉えていくのかと。ここらあたりが非常に重要やと私は思いますし、33年間少なくとも同和対策の法律があった時代はですね、一生懸命取り組んでこられたんやと思います。そういうものを受けてですね、今日法律が切れた後、取り組みとしてやられているわけですから、そのあたりも含めて、今日はお互い真摯な形で、前進できるような話し合いという形になっていくことを期待いたしますので、どうぞ最後までよろしくお願いしたいと思います。ちょっと長くなりましたがごめんなさい。

○自己紹介

団体：

県：県連提出名簿登載者（管理職）

要求項目読み上げ（1～8）

（1・2・5 梅田地域福祉課長、3 平林労働政策課長、国久教育庁企画幹、
4 池田市町振興課長、6～8 杉原小浜土木事務所長）

回答読み上げ（1～8） （座って説明）

1 「人権教育・啓発推進法」関係について 【地域福祉課、生涯学習・文化財課】

（司会）

それでは質疑応答に入りますが、1項目から項目ごとに進めたいと思います。まず、1項目めの「人権教育・啓発推進法関係について」の質疑をお願いします。

それなら最初に質問をします。1番目の「人権教育・啓発推進法」の①やね。そこに、前回の話し合いの中で、「人権教育・啓発連絡会」を作ってくれたのは評価しますが、これは単なる連絡会なのですか。それとも、メンバーは誰なのか。これはどうですか。

（寺下 人権室長）

各市町人権主管課の担当者でございます。

([REDACTED])

担当者ということは、課長とかその他・・・、どういう方々の会議になるの。

(寺下 人権室長)

課長につきましては、回答の中でも記載させていただきましたけれども、市町の主管課長会議というものを開催しております。それにプラスして、市町の担当者の連絡会と。

([REDACTED])

担当者いうことは、課長の下の実務者か。

(寺下 人権室長)

そういうことでございます。

([REDACTED])

なら、単なる連絡会にしかならんな。字の通り。協議して、それを執行するときの権限は何もないわけや。そやな。ある程度権限はあるん。

(寺下 人権室長)

各市町の人権教育・啓発の実務を担っている担当者でございますので、その担当者の資質向上というんですか。正しい人権の知識を身に付けてもらって、各市町で広げていただくということでございます。

([REDACTED])

私が言いたいのは、担当者が計画立案して、それが実行できるんか。そういう会でしょ。じゃないの。

(寺下 人権室長)

担当者の上には所管課の課長がついているわけですから、課で協議していただいて、市町で広げていただくという・・・。

([REDACTED])

そうすると単なる連絡会やな。単なる連絡会。協議して、人権施策をどういう風に発展させていくかというようなことを話し合う会じゃないわけや。そうでしょ。

(寺下 人権室長)

単なる連絡会という考え方はもっておりませんで、担当者の資質向上ということを目的にしております。

()

だから、こういう協議もできないような単なる連絡では大して意味もないと思うの。だから僕らが言っているのはやね、例えば の問題でもやね、確かに課長とかそういう方も来て話もした。それが上へ上がっているんか、非常に疑問に思う。 まで届いているんか。この前の総務課長も知らんと、そんな話やがね。そういう実態の中で、どうして がきちんとした人権施策を立てられる。立てられるか。

だから僕はね、前から言っているように、この課題は重要なんだから、県にしたって各市町にしたって、その の施策の中に人権問題をきちっと入れていかなあかん時代なんだな、これ。そうでしょ。そうするとやね、やっぱり首長がしっかり理解する、そういう制度・システムを作らないと、そんなものは下から上がっていかないと思う。その証拠が の問題やないか。やっぱりある程度権限をもった方がやね、実務は別としてさ、権限をもった方がメンバーになっておればね、仮に会議の時に実務者が来てもやね、必ず上の首長まで連絡せないかんわけや。だから首長をメンバーに入れることが重要やということを今までずっと言ってきたやないか。

単なる連絡会なら、そんなの別に、君らの言ってる担当者会議か、それで済む話や。そうでもないわけやろ。 の問題もどこがネックかというのと、そのところがネックと違いますか。下から上へ上がっていかないと。都合の悪いことは下で押さえていると。そういうことやからな。上がっていったないんじゃ。だからおそらく、 の問題も は多分知ってないと思うわ。知ってたらもう少し前進があるはず。

そのところを解決するためにやな、以前から人権問題はやな、どの市町村においても の重要な課題になっているんやから。もう少し力入れてほしいということで、やっぱり連絡協議会を作って、そのメンバーは一応首長がなっていると。実務はもちろん課長とか代わりの者がやっていけばいいんですからね。単なる連絡会で、あそこはこうやった、ここもこうやったという話で、じゃあよその計画を真似してやろうかといっても、全く権限がない。そういう仕組みになっているね。

(寺下 人権室長)

1 ページの回答の中でも述べさせていただきましたけれども、各市町の人権基本方針ですね、それにつきましては時間がちょっと経っているとか中身の現時点等一部合わないとか、そういう項目が見受けられるということで9月に市町に県の基本方針を参考にして市町でも見直しに取り組んでほしいという通知をいたしましたし、今年の主管課長会議で……。

そんな横道逸れた答弁したらあかん。僕が言うのはやね、連絡協議会のメンバーを各首長にするということがなぜできないか。人権問題がそんなに軽い問題なのか。そういうことや。課長、答えてな。

(梅田 地域福祉課長)

繰り返しになりますけれども、今年度新たに作ったこの連絡会については、昨年から特にご提案があつて、必要性を検討して各市町の担当者からも意見を聞いた上で、これは是非やった方がいいということで設置をしたものでございます。今年度の要求事項に記載がございます、「首長レベルによる協議会の設置」という点につきましては、直ちに実現というのはかなり困難かと思いますが、色々な協議をする場としては、市長会あるいは町村長会という集まりがございます。人権に関しての協議が必要な場合には、そういう場を活用していくという風に……。

だからそういうついでのような話やなしに、きちっとこの際法律で決まったことを推進していくんやから、それに対応した組織を作らなならんと私は思う。そのためにはやね、やっぱり市町村バラバラではいかんから、連絡協議会を作って、そのメンバーには市長、最低副市長なり副町長なりのメンバーでやっていかないと、やっぱりこの問題は進まないと。

あんたらの回答の資料見てみたら分かる。各市町村の計画たるもの、全くなっていないものたくさんあるやんか。いかに同和問題を無視しているか、おろそかにしているか。そのために、それを解決するために、この連絡協議会。要するに協議会。あんた、「協」も入っていないやないか。ただ単なる連絡会。ごまかしちゃうん。これもっと、前向きに検討してほしいな。もう少しレベルアップした組織にきなさいよ。部長、そう思わんかい、田端部長。このままじゃ、各市町村の同和問題の取組が進まんぞ。

(田端 健康福祉部長)

今、から色々指摘いただいたわけなんですけど、昨年のこの協議の場で連絡会のようなものをどうかということで、一つ前進させたつもりです。ただ、ご指摘ございましたように、下から上に上がっていく体制が不十分だということであれば、我々も色々検討していきたいということで今ご理解いただきたいと思います。

ないよりましやと思うけれども、それでは100歩のうち1歩にしかならんぞ。これ

もっと前向きに考えていただかんと。全員で作っていかんといかん。

()
あの、よろしいか。今、()が言われているように、連絡協議会というか連絡会は、何のために設けるのか、こういう基本的な考え方というかスタンスが必要やと思うんです。当然、各首長さん忙しいから、毎回そこへ出てくるということは、なかなか時間合わせて一堂に話し合わせるということは、正直実質的に困難かも知れませんわ。そういう現状、実態やということは分かるんですけども、しかしその連絡協議会のメンバーとして、それぞれの首長が入ると、これは可能やと思うんです。

要するに、今おっしゃってるのは課長会、事務レベルの会議やというふうに位置付けてはると。もちろん、事務レベルでもいいんですよ。必要やから。やってないやつをやろうとしてるわけやから。それは私はいいと思うんです。しかし、今()が言うてるのは、少なくとも人権教育を推進させていくというのは、地方公共団体の責務としてね、先ほど述べられたように。自らのいわゆる責務として取り組むんだと、それぞれの首長が少なくともそういう自覚と認識をもってですね、そこに入るんやと。構成メンバーとしては各首長が入っているという形を作るのが、まず私は()がおっしゃるように、姿勢の表れやと私は思うんですよ。

具体的に、毎回その首長が出てこれるかということ出れないんですから。現実問題として。それぞれの担当者がそれを代行してやっていくと、そういう仕組みを作っていただくということが私は重要やと思うんですよ。そういう枠組み作っていただいたら、年に1ぺんでよろしいやん。その連絡協議会を作られた市町村と福井県連と話し合いなり、具体的にやっていくような仕組みを作っていただけたら、よりこの人権教育・啓発の問題についてね、浸透させることができるんちゃうかなというふうに思うんですけどね。いかがですか。要はね、前に進んでいくような話というのを考えてほしいですね。

()
例えば()取組ですけど、()では市長会と町村長会がございます。福井県にも当然あると思うんですけども、そこに人権部会という部会を作られて、輪番制ですけども、市長会の人権部会長は何々市の市長さん、町村長会の人権部会の会長さんはどここの町長さんと。こういうような形で、その時々色々なテーマございますけれども、そういった人権部会を市長会、町村長会に作って、年に1ぺんですけれども、部落解放同盟とその時々、時節柄のテーマに沿って施策懇談会をします。こういう方式をとって場合があります。

当然、地方分権で何でも県が市や町に一方的にやらすということは難しいと思いますので、例えば先ほど()おっしゃったみたいに、そういう首長会等を通じて人権部会を作られて、自ら市や町がですね、自ら町長をトップにして人権施策を進めてい

くと。こういうような枠組みを県との連携の中で作っていただくことはできないかどうか、一度、前向きな検討をしていただけませんか。

この話ばかりやってられへん。次いかなあかん。検討するなら検討するて言うていただいて。検討の余地もないなら余地ないて言うてくださいね。はっきりしよう。

(梅田 地域福祉課長)

今ご提案のあったことも含めて、他県の状況をまずは調べてみたいというふうに思います。

私、言いましたやん。去年と一緒やな。

それとね、ええ取組してもろてるんや、回答の1番。何や言うたら、いわゆる推進計画の中に、同和問題、部落問題をしっかり位置付けてるところが3つしかない。他は、言うたら薄めたりなくしたりというような状況やと。これではあかんということで、きっちと指導を県として通達を出しましたと。これすごいええことですわ。そのことによって、やっぱ分かっていたいただいて、そして自ら先ほど言われているように、市町村の権限をその首長なり議会なり色々あるわけですから、やはり主体的にそこにきっちと入れてもらえるような形を取り組んでいくことが重要やと思いますんで、昨年我々が一生懸命話をさせていただいたことっていうのは、そこにやっぱり第一ボタンが狂ってくる課題、問題点があるんじゃないかと。このようにご指摘させていただいておりますんで、これも引き継いで3が4, 5, 6と全部の市町村にきっちと位置付けされるように、一つ県としてご指導よろしくお願いしたいと思います。いかがですか。

(寺下 人権室長)

すみません。今の[]のお話ですけれども、3市町というのは一般的な表現の方法ということで、上の6市町に近付けるようにということでございます。これにつきましては、引き続き指導していきたいと考えております。

いいですか。去年は10の市町に同和問題の位置付けがないという答えだったのが、今年の回答を見ると6市と8市町足して14に増えたという理解でいいですか。それと、位置付け、一般的な人権の中に含まれているのが3市町となっていますが、「一般的な

人権の中に含まれている」という意味合いはどういうことですか。全くないかもしれないじゃないですか。含まれていると判断できる根拠と、この3市町はどこどこなんですか。

(寺下 人権室長)

今ほどのような質問ですけれども、最初の6市町につきましては、項目立てしてそれぞれの説明を加えていると。それと、8市町につきましては、同和問題というのが他の人権問題と並列な形で記載されていると。3つにつきましては、人権一般ということで、同和問題の取り出しはしていないということでございます。その3つの市町ですけれども、
、
の3つでございます。

8つの市町と3つの市町の違いはどこにあるんですか。同和問題という表記があるかどうかということですか。

(寺下 人権室長)

そういうことでございます。

じゃあ、3つの市町は同和問題は含まれていないと言えるんじゃないですか。人権の中に入っているという判断は、どうしてできるんですか。

(寺下 人権室長)

それは、3つの市町と人権課長会、連絡会を開催しまして、人権というのはこういう色々な問題があるんですよというのは周知しているところでございます。

あの、こういうことか。項目別にちゃんと同和問題を挙げて、同和問題の取組についてその市町の考え方を明記すると、そういうような計画を作ってほしいと通知したわけ。

(寺下 人権室長)

最終的にそうです。

そこを目指してはるんやね。

(寺下 人権室長)

そういうことです。

(司会)

県が作っておられる冊子には、11項目あるでしょ。そういうものの冊子が3市町、
[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]はそれにならなくてやってないということですか。

(寺下 人権室長)

市町への通知につきましては、県の人権基本方針を参考にそれぞれの人権……。

(司会)

県が毎年冊子を出しとるんでしょ。女性問題、障害者とかいうて色々項目並べて。その通り3つの市町もやね、こういう同和問題についても、一番大事な問題やということ
を県の方は言っていないんですか。

(寺下 人権室長)

いえ、そのように指導しております。

(司会)

それでできないということはおかしいね。

[REDACTED]

これあれやろ。[REDACTED]言うたら隣やろ。[REDACTED]の隣ちゃうん。だから、福井の場合は、
[REDACTED]しとるわけやろ。ちがうの。

(寺下 人権室長)

今言いましたように、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]が一般的な表現と。

[REDACTED]

そなん聞いってないがな。[REDACTED]ちゅうのは、[REDACTED]の隣やろ。隣やろ。

(寺下 人権室長)

そうです。

[REDACTED]

■やろ。

(寺下 人権室長)

そうです。

(■)

福井県の中で、■をしながら■とかそういうのを建てて、今日まで同和対策事業やってきたのは、■てるんちゃうの。福井の場合は。どうなんや。■は■あるやろが。

(寺下 人権室長)

あります。

(■)

それ■やろ。この解放同盟が、■も含めてずっとあるわけやろ。なぜそこにあえてそこに集中してる■とか■が、同和問題をあえて抜いてるんや。

(梅田 地域福祉課長)

計画の中に記載がないという状況なんですけれども。

(■)

おかしいやろ。

(梅田 地域福祉課長)

最終的にはそれぞれの計画は、各首長さんの判断で決定いただいているわけで・・・。

(■)

それは分かるて。だからそこに、書かないということに部落差別の深刻さがあるんちゃうの。

(梅田 地域福祉課長)

ですから、県としては県が作った方針を示して、これに倣ったような形で・・・。

(■)

してくださいではだめで。

(■)

だから、ちゃんと聞いたんかて。

()

聞いたんかて。なぜそこが抜けてるのか。わざわざ、国のほうでも同和問題というのを項目あげてやっとなるやんけ。にもかかわらず、それをあえて抜いとるわけやろ。抜いたというところに深刻さがあるわけやん。その理由を聞いてなかったらあかんと思うぞ。

だから、そのためにはなぜその市町は同和問題を書かないのですかと聞いたらええ。だから、この()でしょ。()のところが基礎になっとなるわけやけども、他のとこ、()としても他のとこについても()のともそうでしょ。()も部落あるわけやんけ。そこら()までいかへんのやろ。

()

ちょっといいですか。こっちの資料、「人権教育・啓発実施計画書」もらってる中で、28・29ページ、ここが()さん。()が58ページ、()が61ページになってます。

その中で、()さんなんかは特に同和問題を捉えた人権教育・啓発の研修なんかはたくさんやられている。また、()さんがそのへんが全く見受けられない中身なんかだと思います。()さんはしっかりとこのあたりの研修が行われているということではないかと思います。

ですから、逆に、ここで言うのは()さんの意識の問題と、表記では女性問題、子供問題等々の人権問題の一つとして同和問題を記載していると言われてる8市町さんのこういう実績というものと比べ合わせてもらって、そういった市町に対してしっかり指導してもらおうというような考え方をしっかり整理されていってほしいなというふうに思います。

(寺下 人権室長)

今までも人権主管課長会議の中では、このような資料を提示して、各市町の情報交換等通じまして県の方からも各市町にお願いしているところでございます。

()

各市町の計画見せてもらおうと、一体どこに同和問題が書いてあるかなと探すの大変なんです。()したって。男女共同参画の社会ですから、その点についてはどの市町村もきちっとやっている。では同和問題とか、もう少し広げて人権問題について計画の中に入ってるかというとはほとんどないじゃない。たまに出てくると、花作りとかイベントのことで人権啓発と書いてあるけれども、そんなことで人権問題なり部落問題が理解していけるんかい。これずっと見ていくと、結局そういうことの話が全然できてないや

ん。いくら主管課長会議何回やっても、そこにちっとも反映されてない。同和問題についても。計画書の中に、一切同和問題が出てこない市町村がたくさんある。

日本で同和問題は非常に重要やということで、同対方針がずっと叫ばれてきてるんや。一向にそういうのが出てきてないということやろ。これは、県の指導が徹底しとらんということや。しかし、これは頭から県がいくら言うても、市町村の独自性があるんやから、知りません言うたら終わりやけれども、だからこそ市町村が独自性を持たせてみんなでもいいところはお互いに参考にして、それを倣っていかうという姿勢が全く見られてない。だから、しっかり話し合いしてないからや。

30何年やっとして、人権啓発の法律も何年なるんかな、だいたい経つんやね。それがこんなことでは。男女共同参画はやればええことやと思う。同和問題も同時に取り組んでいかねばならんはずなんやけども、それをあえて育ててってないということは、結局みんな避けてってねん。

同和問題と人権問題、そういう理解でいいけども、せめてもうちょっとね。色んな差別があるんやから、入れてくんなら分かる。全く入っとらんやんか。一切入ってない。いかに人権問題をおろそかに考えているか。国が、部落問題よりかは男女共同参画について指示があって力入れてると思うけども、それだけが人権問題じゃないじゃない。どの市町村も同和問題を取り入れるように。中身の問題やわな。それぞれの市町村で差はあると思うけども、やっぱり表出して取り組んでいくことが先決やん。それもできてないでしょ。一体君らが一生懸命やっという成果はどないなってるん。ちょっと答えなさいよ。

(寺下 人権室長)

各市町には、基本方針の見直しを通知したところでございますので、これから市町の出てくる基本方針を見て、また指導していきたいと考えています。

人権室長さん、あのね、この計画書の中で10番について、人権問題・同和問題と書いて参加数が150人程度あったということなんです。まだやっとらんさかいに、いかになっとるか分かんですけども、去年までと比べたらたいへん言うかちょっと意欲が出てきたかなと思うんですわ。あなた方が指導すれば、こういうふうにはやらんならん、一生懸命やっとなるか分かりませんけども、やらない気持ちにもなってくる。

ところがね、他のをずっと見ていくと、同和問題と書いて対象者・参加者が1名、2名いうのがいっぱい出てくる。やなくて、他の市町見てください。参加者10名以下いうのがほとんどです。これは、そういうところにはある程度ペナルティかけてそこを集中的に研修していくということも考えていかんらんとするんです。

指導的立場にあるものが、子供の人権、同和問題の知識の取得を図ることを目的に開

催しとるらしいですけど、知識の取得を目的にしたんでは、知ることだけが同和問題やない。同和問題を解決するのが大事なことです。だから、知識の取得やなし、取得して理解せなあかん。理解したら実践せなあかん。知っただけでは悪用される。今までの例から、同和問題を悪用して、かえって逆差別をしている人がいることは分かってるはずや。同和問題と書いてるところの参加者が非常に少ないということが、首長さん分かってるんやろね。

(梅田 地域福祉課長)

〇〇〇〇の報告書の記載で申し上げますと、1名とか2名というのは県の主催する大きな研修会に〇〇〇〇から参加した人数という形での記載でございます。

(〇〇〇〇)
〇〇〇〇やないてさっき言うたやろ。他の市町も同じなんですわ。だから、1名行ってそれで終わりやなしに、それを持って帰って自分が理解したら自分の地域の人達に啓発していかな、自分が知っただけでは、これ何にもならんがな。県の人達も、自分が言うて知識得てきただけでは何にもならん。

(寺下 人権室長)

今、〇〇〇〇の言われていることにつきましては、各研修会等に出席した方々には必ず自分の職場に持ち帰って伝達研修するように、と毎回お願いしております。

(〇〇〇〇)
梅田課長。今の現状をどう捉えてるの。何十年やってきて、各市町村がこういう捉え方しかできない。これであんた、福井県の人権行政になるんかい。県が努力してるのは分かるで。やっぱ県だけじゃなしに、各市町村が独自の取組をやっていかないと、何もならんわけよ。どうしていくか、君ら自身がもっと考えていかなあかん。

(梅田 地域福祉課長)

同和対策という形から、私どもの組織も「同和対策室」という名称から「人権室」という名称に変わってございますけれども、名称は別にしてこれまで長い取組がなされてきたことは認識しております。

ただいかんせん、行政がこの分野の業務で、一つは自らが人権の教育・啓発にしっかり取り組む。それからもう一つは、市町への指導ということもあります。市町への指導は、当然私どもとしては努力してきたつもりではございますが、色んな形で散見されますようにまだ十分でないところもあろうかと思えます。

それぞれの市町の、・・・特別の団体で来る市町さんもしらっしゃれば、議会もある

ということで、私どもの部門だけで、人権教育が全て意のままに操れるわけではございませんけれども、やはりこれから長い継続的な取組という形で指導していくのが必要かなと思います。

独自性、それは分かったけれども、やらないという独自性はどうもならん。消極的な独自性はどうもならん。このままじゃ、[]のような問題はどんどん出てくる。次に[]の問題出てくるけども、一体今僕らの方でもやっていくんだけども、皆さんの考え方は全体を見るだけなんや、啓発・教育の様子を。

そうじゃなしに、我々は[]で差別的なものを受けたその人達に、と同時にそこに住んでる人達の暮らしをどういう風にさせていくか。そこに住みやすく、生きがいのある生活をさせてやりたい。差別を怖がらんような。そうするとやね、今あんたらが言うようなことをしとったら、何十年かかってまうかすまんやないか。わしら、緊急の問題やと思てる。

もう少しやっぱり、全ての市町にはっぱかけるしかないと思うけれども、ただ叱ってばかりじゃあかん。それを取り組みやすい仕組みを作ってやらなんたら。子供かってそうや。頭から怒ってばかりじゃあかん。子供が勉強しやすい仕組みを作ってやる。それで実践をもたせていく。市町村にアイデアを与えて、仕組みを作らせて前へ進むという状況を作ってやらないと。市町村は、わしは知らんという考えで終始一貫済む話になる。そんなことで済むんならいいよ。けども実際差別事件起こって、それで困る被害者がたくさん出てきたらどうするかということになるでしょ。

もう少しやね、考えて前向きな取組をみなさんがしてくれんと、我々が言うたからそれをちょっとごまかしている風な話にはならんのやで。さっきの連絡会もそうや。作っただけの話で、実際問題何もないんや。しっかり協議する場でもないやないか。

2 []における差別事件について 【地域福祉課】

(司会)

それでは、2項目めの「[]における差別事件」についての質疑をお願いします。

それなら、[]についてね。再々私も県の方に申し上げているんですけども、一番僕が気になっているのは、県も努力をしていると思うで。けどなおかつ[]が具体的に知らんというのは、一体何があるのかと思うんです。そのへんの背景をもっと知らしていかなと、糸口が見つからん。これ、課長どない思いますか。

(梅田 地域福祉課長)

この事件は平成20年に発生してから5年が経つという中で、色んな経過があったわけですが、私がこの役職についてからの[]の取組を見ますと、少しずつですが当事者意識として、この問題の当事者としての意識を深めていって具体的な取組が少しずつ進んでいると。その中で、解放同盟のご助言もいただいて直接お話をさせていただくような場も何回か設け、[]上としても意識を深めつつあるのではないかと認識しております。

[]
言うてることは分かるんやけどもね。行って話をして、そして帰ってきたわな。その結果がどやったかということをごないだ文書でお尋ねしたんやけども、返ってきた答弁は、何月何日に行きましたというだけ。話をしてどんな話をしたか、向こうの考えはどうやったかということは一切書いていない。ただ向こう行ってお願ひしますわ、ちょっと難しいですわで帰ってきたんでは何もならん。身も蓋もない。打開していこうという気迫がないんや。

、何で[]がおりていかないのか。本来この問題は、急を要する問題なんや。毎月毎月の話をして、問題解決のためにやな、方策を考えていかならん問題やがな。それをやな、年に1ぺんなんていう話がありますか。その間差別された当事者はじっと我慢して、嫌な思い、辛い思いをしとるんや。その差別された当事者の立場なってみていかないと、話進まんで。何回も言いましたけど、いい話でなかったと。1回2回行ってその話の中身もやな、私らに知らしてもらえんし。そういう話じゃね、どうして打開したらいいかこっちも方向性が見えん。逆に言ったら、あんた方の怠慢にしか思えん。我々が行って、話するかというのも一つの方法や。そうじゃなくても君ら手を引くやろ、こっちに任して。そんなもんやないで、あんたら。この事態は君らの責任やからな。我々の・・・にもろたら困る。

当事者の[]、30何年間全く同和問題とか人権問題の啓発も何にもやっていない。その結果がここに現れているんやないか。だから今、君らが考えてやってくれたけれども、さっき言ったように、全体の啓発をどうしようかと、それも中身は非常にお粗末な観点しかないんでしょ。

僕はやっぱり、差別された方がもう少し苦しみを和らげていく手だてが何かないんか。だから差別された方は、前回も言うところけれども、啓発をどんどん進めてほしいと、この差別・・・してほしいと、どうしてもお願いしますという話で終わってるんや。これを真摯に受け止めてあげないと、ずっといつまでたっても苦しい思いをさせていささなあかん。この問題は、当事者だけでない。当事者が住んでる周辺の集落の被差別部落にもみんな影響するわけよ。同和問題を避けて、逃げていてはならん。この記憶をいつまでも作っていく。

だから、今話をしたら分析してやな、おりてこない原因は何かと、単なる怠けか、居直りなのか。こんなめんどくさいことかなわんという考え方なのか。もう少しやっばり分析して前に進んでいくためのハードルは何かということを明らかにせんと、方策が立たないやないか。君らとわしらが話してもやな、どうにもならんで。君らにもう少し当事者の立場に立って、何とか暮らしを、居づらい暮らしを緩和していく方策は何かと考えていかなあかん。

そのためには、企業の問題もあるからそれをしっかりやるとか、色々方法はあるんちゃう。この資料を見ると、確かに企業の人を集めたのはやってますな。そんな程度ではあかんて。[REDACTED]なんて企業同和っていう団体があって、毎月必ず研修会やってます。企業ばっか集まって。何も難しい話なんてない。本当は差別事件を習うと、企業かって研修の責任あるんやからね。特に差別事件起こったから。ましてやな、もっともっと積極的にやっていくという姿勢でやないてもらわんと困る。今後どういう風にしていこうと考えてんの、課長。どういう方法を。

(寺下 人権室長)

同和問題はじめ、人権問題全体の解決につきましては、一人一人が正しい理解と認識を深めていただくというのが一番やと思ってます。

[REDACTED]

ちょっと待て。君、なんでそんなはぐらかすんだよ。どういう方法でこれから打開していくんかて聞いたんや。どういう方法で。そんなことはみんな分かってるんだよ。この煮詰まってる状況を、どうやって打開するか。それを答えなさい。

(寺下 人権室長)

[REDACTED]と県連さんの話し合いにつきましては、23年、24年、今年も来月に予定しております。その中で、[REDACTED]さんの考え方、これからのやり方等また詳しく聞いていきたいという風に思ってます。

[REDACTED]

[REDACTED]との話し合いも、こちらが何回も催促してようやく1年に1ぺんという話になってしまうやないか。せめて3月に1ぺんとかやな、回数増やしていかなとこの問題は早急にでもないけども難しい問題やから。目に見えた成果上がってこんでこれは。課長さん、どう言うたらいいかな。もうちょっときちんとして。

(梅田 地域福祉課長)

[REDACTED]の取組が十分ではなかったということでございます。

平成21年度までは、[]を対象とした同和問題への教育・啓発というのはほとんどなかった状態で、これを平成22年度に初めて研修会を実施し、それ以後継続的に実施してきました。

さらに24年度から企業を対象に研修を進め、あるいは他の研修の場でも同和問題の講座を設ける形で、同和問題をメインのテーマとした研修会ではないんですが、研修の1コマとしての講座を設ける形で、[]としても[]の差別発言の被害を受けられた方が、一般的な普及・啓発を強化してほしい、しっかりしてほしいという中で、少しずつですが前進はしているという状況でございます。

県の立場としては、これまで指導してきた結果が少しずつこういう方向に向かってきているということで、これをさらに強化する、あるいは継続していく必要があると思っております。

[]
県が努力しとるのは目に見えるけれども、企業との話し合いも県が主催してやっとなんやろ。[] 独自じゃないでしょ。[] が独自でやるような形でなかったら、[] の姿勢が見えてこんわな。

[]
県は、啓発予算含めて全部組んであるんやね。[] のこの項目で出てるやつは、県の予算でやってるやつやね。[] 独自のいわゆる啓発予算で、こういった研修等々やってるというのはないんですか。これ[] 聞かなあかん話やけども。今、全部聞いているのは、県の予算でやってる内容でしょ。

(寺下 人権室長)

財源まではこの資料では聞き取りをしております。

[]
聞き取ったかなあかんやないか。要するに今言われてるのは、それぞれの市町が主体的に、人権問題色々あるわけやけども、同和問題を真ん中において、部落問題で人権問題をやろうやないかと、こういう風に位置付けて取り組んでるところがあんまり見えへんという話ですやんか。今言われてるのは。

[] 言われてるように、お花植えたとか、そば作って食べたとか、それも人権やと。人権という色彩もあると思うんですけども、少なくとも今[] の持つておられる意識の中の部落に対する偏見とか、そういう差別心というか差別意識を、自分らの問題として考えさせていく啓発とか研修というものを大題に持つていくような取組というのがあまりに少ないちゃうんかという指摘なんですよ。

それを誰が決めてるんやと。それぞれの市町の人権担当の課長さんが決めておられるのか、県がやってる部分であれば、県が指導しながら取り組んでるのかということなんです。我々が知りたいのは、どうもこの中身はあまりにも薄いんちがうかということは去年も言ってるけども、同じ指摘を今年もさせてもらってるんですよ。

要は、もうちょっと何を狙いにして研修や啓発をしていくのか、いわゆる差別という問題を本当に深めるような、さらっといくような学習会をするのか、深めていく研修を組み立てていくのか。見えへんですよ、中身で見ますと。

それぞれの市町の中で、少なくとも段階的にバージョンアップさせていくとか、部落問題を真ん中において、部落差別の問題で人権問題を深めるんだという風にやるんだという中身が、あまりにも弱いんちゃうんかというのがさっきから言われてる内容なんです。これが1点。

もう一つは、それぞれの市町の人権啓発予算というのは、研修にどんだけお金を、効果的に上げるために予算を組んで取り組んでるんですかと、これはどうなんですかというのが見えな。これ2つ目な。だから、そこらの指摘を去年もさせてもらってるし、今年も[]中心に言うてもらったというふうに思います。このへんいっぺんはつきりしよ。

それとこの[]の差別事件の問題について、毎年やうとるわけやけども、なかなか被害を受けた差別された人の思いを拾っていくような啓発・研修になってへんやないかと、こういう指摘を我々させてもらってるわけですよ。これはね、少なくとも大事なものは、県はもちろんですけど、[]の姿勢としてですね、具体的にどないしていくんだということが、しっかり回答として返ってきてへん限りね、靴の上から足搔いてるみたいなもんでね、全く効果が上がらへんではないかという風に思いますんで、ここらへんはずっと話聞いててじれったいなと思ってる状況なんで、だから[]がどないするんですかと。県はどう指導しはるんですかと。何かいい案があったら出してくださいなと、このように言われてますので、ここら分かるようにしっかり回答してください。どうですか。端的に答えて。

(寺下 人権室長)

[]につきましては、主体的に取り組んでほしいという要請はしております。また、事業の内容につきましても、主体的に自分のとこで計画策定したものを実施してほしいという具合に要請しております。

([])

計画したものを県は知ってるの。[]計画してる中身について、県はご存知なんですか。

(寺下 人権室長)

例年計画・・・。

ちがう。僕らに分かるように説明してくれな分からへん。[]が具体的に主体的に計画してる内容はこれですと。県が指導してやってるやつはこれですと、分けけて話してくれなんだら[]ががんばってる言うたって、何ががんばってるか見えへんでしょ。今これ説明聞いて、全く分からへん。県が全部やってるといふ風に僕らはとってるんですけども。違ふんですか。

(寺下 人権室長)

資料の中では、中ほどの主催者名ですね、その中に県とか県教育委員会というのが県が主催してるもので・・・。

下の方にこう書いてるんや。「成果と今後の課題 一般市民や各団体で指導的な役割の方に、人権の基礎知識、同和問題、女性の人権などの講演会等を開催し、人権意識の高揚を図ることが出来ました。」て、[]はこういう総括してんねんぞ。県はこれをもってどう思うんや。

あるいは、もっとその下で言ったらやぞ、「小さな親切運動[]支部に加盟する企業に直接参加を呼びかけ、11企業14名の参加を得ました。」これもこう評価してるわけ。これで果たしてこういう評価で、県は「良」とするのやかや。

もっと言うなら、16番目の「職員人権研修会」、[]の職員は50名しかえんのけ。[]の職員何人いるんや。少なくともこういう差別事件起きた中で、少なくとも[]の職員が同和問題の知識深めよう思たら、[]の職員全てが研修せなあかんのちゃうの。[]職員50人しかおらんのか。

具体的に、こういうことを含めながらこれを見ながら主体的にやるのは構わんで[]が。しかし、主体的という中で、あんたにお任せでなくて、主体的にやるための助言やアドバイスや、情報提供を県がどう積極的にやるかいうのが問われてるんちゃうん。あんたどう思うの。[]研修50名」て書いてある。ついでに言うて、平成25年も50名で書いてある。そういう[]の職員研修を見て、あなたはどう思うん。個人的にでも構へん。県として。

(寺下 人権室長)

私どもの県の研修も同じですけども、各課で数名が出ると。全部出るわけにいきま

せんで、数名が出て、あとは伝達研修という方法で各職員に周知しております。

それをどう思うん。少なくともみんな一斉にやられへんやないか、業務があんねんから。県民に迷惑かけたらあかんのやで、どこでも一緒やろ、それは。しかし、少なくとも何回かに分けてやればそれは可能やろ。各部ごとに各課ごとに何回かに分けて1年間の中で計画立てて。[]の職員が研修を受ける機会はあるわけでしょ。そんなもん福井県が胸張って言える状況じゃないでしょうが。各課から1名か2名来て、あとは伝達研修で。それが具体的にどう伝わってるかなんて分からへんやないか。

(司会)

それでは、今の問題大変重要やと思いますし、開会しましてから2時間を経過しようとしております。それで今の回答は、休憩後3時5分まで休憩させていただきますので、休憩後に地域福祉課の人権室長さんのお応えをしていただきますようによろしく願います。それでは休憩に入りたいと思います。よろしくお願いします。

(10分間休憩)

(司会)

それでは、先ほどお約束しましたように、再開をさせていただきます。先ほどの質問につきまして、回答をよろしくお願いします。

(寺下 人権室長)

[]の職員研修のあり方ということで、今までも[]の職員研修には人権室から担当職員が出席して、同和問題中心に研修を行っております。これからにつきましても、[]と十分協議させていただきまして、少しでも前進するように考えていきたいと思っております。

[]
だから、さっき聞いたのは[]の職員は何人いるんですか。

(寺下 人権室長)

職員数までは把握しておりません。

()
少なくとも50人は超えるわけでしょ。この差別事件を踏まえて、少なくとも()
下、()がこの現実をしっかりと認識してもらわなあかんてことね。
そうしたら、少なくともうちの()でもね、200人を超える職員が
いるわけですよ。()なら10万ぐらいの人口でしょ。だったら職員としてももっと
いるわけでしょ。そしたら、50人ずつやったら全員研修するのに何年かかるんですか。
()、そういう幹部職員が先頭に立って、この事件から学んでいくとい
う研修をしっかりとやらしてもらように、県もアドバイスしてもらわんと。

先ほど()が言われたように、本当に()がこの事件から学び、意識をど
う変えていくのか、どう取り組んでいくのかということが見えてこない。()の職員が
こういう状況だったら、()も含めて。当然市のこういう状況やったら、先ほど()
()が言われたように、()の人権啓発の予算いうものも組み立てられへん。()の意
識を変えなかったら、()の啓発予算が増額できへんわけですから。そういうことも
含めながら、抽象的なアドバイスでなくて、より具体的な実態に即したアドバイスを県
としてもやっていくべきじゃうんですか。普通見たら、これ50人でどうなんですかい
う風になっていくと思うんですよ。

(寺下 人権室長)

今おっしゃられたこと踏まえまして、()と協議してまいりたいというふうに思
います。

()
ちょっといいですか。去年の11月15日ですか。()との協議の場に参加させて
もらったんですけど、その時に()側の責任者が総務課長でしたか。県の方もそこにおら
れたんですけど、総務課長は「()人権施策基本方針」の存在自体知られてなかった
んですね。仮に去年の4月に着任されたとしても、11月にやってますから数ヶ月以上
経ってるわけです。それでも、計画が入ってることすら知らない。

じゃあ、所管課はどこですかと。推進計画を所管するのはどこの課だと聞いたら、「い
や、うちだと思います。総務課のはずです。」こういう答えだったんですね。じゃあ総
務課の行政組織規則、役所には自分の課がどんな事務をしますっていう文書がちゃんと
あるんですけど、その文書の中に人権問題や同和問題ということが書いてあるんですか
と。私調べたんですが1個もない。ということは、所管する体制になってない。

今現在、()の同和問題、人権問題を担当するのはどこで、少なくともこの差別発
言事件の窓口はどこになってるんですか。そしてそれは、行政組織規則の中にもしっか
り書かれているのかどうか。これがないと、()として取り組むような体制にならないの
ではないかと思うんですが、その時に一緒に県の方もおられたので、県内の市町村の中

には、行政組織規則の中に人権問題や同和問題に取り組むんだという規定になってないところがあるかもしれないので、調べておいてほしいという要請をしとるんですけど、そのへん今の段階で答えられたら教えてください。

(寺下 人権室長)

今、[REDACTED] と言われたこと、昨年度11月以降県のほうでも調べたんですが、今日はその資料は持参しておりませんので。

([REDACTED])
現在の所管はどこですか。

(寺下 人権室長)

現在の課は、今年4月の組織機構で変わりまして、[REDACTED]の地域福祉課。ここが主管課ということになっております。

([REDACTED])
地域福祉課の行政組織規則の中には、人権に関して、同和に関してきっちりと行うんだというふうになっていますか。

(寺下 人権室長)

今日その資料をお持ちしてませんので、ちょっとここではっきりしたことは申し上げられません。

([REDACTED])
そういう体制がちゃんと市のほうで組まれているかどうか確認しないといけないんじゃないですか。地域福祉課でこれからやりますと言っても、行政の中でそれが意思統一されてるんですか。文書になってるんですか。

(寺下 人権室長)

今[REDACTED]の行政組織規則は手持ちにありませんので、ちょっとお答えは後ほどさせていただきます。

([REDACTED])
そしたら、[REDACTED]「人権施策基本方針」を所管する課も地域福祉課なんですか。

(寺下 人権室長)

そうです。

今のやりとりなんですけれども、あの遅れてきてすみません。要するに、去年の[]との打ち合わせの中で、具体的に人権施策について総務課とやったんでしょ。全くその与り知らずみたいな話になってしまったんですね。今日の話によると、4月から地域福祉課がするってことやろ。てことは、それまで全く人権問題を所管してないと客観的に見れるわけやんか。[]の中で人権問題に取り組んでる担当部局は実質的にない。そういう意味で体制ができてないと言ってるわけで。

もう一つは、計画を見せてもらおうと、日にち未定らしいですが、主催者が総務課ってなってるでしょ、職員研修の。例えばここに、人権問題について所管する担当するのが地域福祉課なら、なんでここが所管せんのか、これもちょっと分からへんのよ。職員のことやでっていう意味は分かるんやけども、特に人権問題をやるいう時に、じゃあ担当のところがかんでないと。これは何か意味あるんですか。

(寺下 人権室長)

すみません。資料のどちらをご覧になっておられますか。

あんとこの資料で、[]修が「期日未定」てことは、まだやってないということですか。ちゃうん。まだやってないでしょ。そしたら、去年の段階ではこうやったいう確認をしたいと思うんやけども、[]の中で人権問題を所管してるところはなかったことや、まずな。それで、今年の計画で[]の研修するっていうときに、せっかく4月から地域福祉課が所管するてことになったのに何でその課が出てこないのか。

(寺下 人権室長)

今見られてる資料は、25年度の[]ですかね。25年度の1ページ目ですね。[]職員人権研修会。

25年度の[]の6ページや。提出資料の2-2。

(寺下 人権室長)

今おっしゃられてるのは、[]ページの13番ですね。[]の職員人権研修会は、主催者名が[]職員の研修ですので、[]が所管と、人事関係の[]が所管

でないかと推測されますけども。

人権問題の担当課が[]であれば、[]主催なのが1個もないというのはなぜですかという意味なんです。だから、取り組む体制に本当になっているのかどうか。

色々見えてきましたな。

もう一度言いますけども、[]の実施状況、去年のね。さらに25年度の計画の両方見ても、とかく[]あたり[]であったりですね。[]であったりしてるわけです。各担当が所管してる、かんでると思うんです。ところがですよ、さっきから言うてる[]うのが、全く啓発に関与していないというのは、実際機能していないのと同じちゃうの。何べんも言うように体制ができてない、機能していない。[]が出してる報告と計画を見ても出てこないというのは、機能していないということですよ。

(寺下 人権室長)

25年度の計画の中で、色々な人権の事業があるわけですが、主催者が[]となっておりましても、推測の域を出ないですが、4月に組織替えがありましたので、それは[]の方へ所管替えしているのではという風に思います。

所管替えじゃなくって、もともとなかったんです。さっき言ったでしょ。行政規則の中に入っていないんだから。だから、もともとなかったんです。だから、さっきから県が指導する、指導すると言っているけれども、受け皿である[]とその受け皿がないんだから。まずそこをはっきり焦点を絞らないと、いくら指導するとおっしゃっても、効果が出ないんじゃないですかということなんです。

(寺下 人権室長)

今日のお話受けまして、11月の中旬に[]同盟の方とお話しする機会がありますので、それまでに[]の方へ連絡しまして、今のご質問につきましてははっきりするよう[]の方へ指示したいと思います。

()

寺下さん、あんたそれはやな、今まで の仕組みをなぜ理解してなかったん。
なぜ指導してなかったん。そういう条件整備をしとらんと、いくらあんた話しても、人権問題を取扱う場所がないんだから、これはおさなりになるわな。今まで何でやってなかったの、何回も何回も行ったらしいけども、 の中身をしっかり理解した上で、この問題がどうして前に進まないかということをつかっているでないの。

君らの指導する立場いうのがあるんやから、そういうのをきちっと組織があるんか、どこがやってるんか、不十分のところがあつたらやで、こういう問題をやるにあたってはやっぱ整理していかならんという指導をしてこなあかんやないか。ただやってく、やってく言うたって、担当が分からなどうにもならんわな。そんなことは、今度の話し合いで出すべきものでないでな。そういうことを何で調べなかったの。

自体、同和問題、人権問題進めるにあたって、スムーズに進めるためにはこうしたらいい、ああしたらいいという指導・助言をするのがあんたの立場やから。僕は忙しいからあかん言うたら、それ終わりや。その姿勢が、やっぱり前進しない要因になっているんやないかと、私ははっきり主張するんや。もうちょっと力入れてこの問題解決するために、どこのアイデアあるんやとか、どこが鍵になってるんやとか、そういうことを分析してやっていかないと前に進まんのではないの。

(梅田 地域福祉課長)

今確認しましたら、 の地域福祉課の組織規則の中に、「人権組織に関すること」という記載があると。ですから、25年4月からは いうのは間違いございません。

それまで私どもも 窓口到人権の話をしておりましたが、どういういきさつでそういう風になったかという、確かにご指摘の通りははっきりしない部分があったんですが、逆に他課に所属しない部分は総務課で受けるという中で、総務課が窓口ということです。それがもちろん適切ではないということは十分承知しておりますけれども、敦賀市の実態としては、私どもも総務課を窓口にして話を進めてきたということでございます。

()

よろしいですか。私ね、話聞いてましてね、一番の問題はね、研修・啓発はやっていただいているんです。その 研修・啓発が、効果の上がる研修・啓発になってないということ、我々が具体的に指摘させてもろてるわけ。僕が今こうやって話してるのが、県の皆さん、ご理解していただけてますかというところがね、今日非常に不安なんですよ。

差別事件起こったでしょ、 。もう5年経ったわけや。差別事件が起こった原因は何やったんやという話は聞いてきたわけでしょ。今までに。被害にあった部落の人達

の思いとか痛みとか、そういう話聞いてきたんでしょ。そして、やはり██████の中に部落に対する偏見、予断、差別意識も含めて存在するし、そしてそれをなくす取り組みをやっているのかなあかと、こういう風に思っているわけやろ。

そしたら、それをどう研修・啓発の中に生かしていくかという視点がないという話や。██████で去年のメニュー、今年のメニュー書いてありますやん。職員にどんな研修させるの。██████でどんな啓発するの。何をテーマにして、具体的に学習してもらうんですか。学習させようと思ってるんですか。そこの意識というかね、考え方が見えないうんやこれ、悪いけど。ここに同和問題で書いてくれたら、僕ら喜ぶと思ったら大間違いや。同和問題で書け書け、やれやれ言うてるん違う。我々が何を皆さんにしっかりやってほしいのかと言うてるのかというのをしっかりご理解願いたい。

この啓発や研修で、今言うてる差別事件、差別事象を解決していくための取組につながっていくような、そういう系統的な取組というのはどうなんですかと。1年に1ぺんしかやらへんわけや。こんな中身で本当にいいんでしょうかと。口惜しい思いを我々当事者はあるから、どうなんですかと聞いているわけ。

問題はね、██████に問題があるとか県に問題があるとか、両方に問題があんねん。県は金出してやらなあかんという姿勢は示してるわけや。ならどんな啓発するの、どんな中身で学習するの、しっかりもってへんかったらあかん違う。██████もそうでしょ。もちろん、人権について担当する所管がはっきりしましたと。そしたらそこの所管を中心に、具体化していく取組をしなあかんやん。けど、それが全く見えへんやん。というところに、我々指摘させてもろたんや、長い時間かけて。そこを理解してくれへんかったら、皆さん分かっていたでいて、自分の仕事につなげてもらえへんかったら、今日ここでやってる意味ないん。また来年来て、同じ話せなあかん。分かりますか。私らが言いたいの。

こんな研修言うたら失礼やけども、この中身ではちょっと不十分違いますかと。その差別事件を克服していくようなその中身になってないですよという指摘をさせてもろてるんですよ。そこを皆さんが指摘されたことで理解してくれはったら、次回具体的にこうしましょということを、例えば県連と十分話し合いして、こんな研修を組み立てていきましょうやという議論から積み上げていく、政策論議や具体的な中身の話し合いしてもろてやね、具体化してもらったらいいいんじゃないですか。今日は正直言うて、そこんところをまず理解していただいたという風にならんかったらいいかんと思うんやけど。これ誰に聞いたらいいんや。今日の責任者。どうですか。

(梅田 地域福祉課長)

私どももそういうつもりで参加しているつもりでございますけれども、形として毎回資料として出させていただいておりますけれども、それにふさわしい内容には必ずしもなっていないという今のご指摘でございます。市町のこういう事業に対して助成をして

いく立場からも、しっかりした内容で、市町の自主性は重んじる必要がありますけれども、我々が目指すところに進んでいるのかどうか、しっかり検証はしていきたいと。

いや、だからね、今日これを見てね、皆さんはこれでああがんばったねって思いはったんか。その評価ですよ。我々が今指摘している中身が、何か難癖つけているようにとられたら意味ないんでね、梅田さん。だからやっぱり、そういうつながってへんじゃないかと端的に言わせてもろてるんや。いやいや、そんなことありません、つながってますて言うてもろたらええんや。別に、それでどうやこうや言うてるん違う。こういう話し合いやったら。そこはきちんと返してくれたらいいと思う。どうですか。

(梅田 地域福祉課長)

毎年この市町の取組を見ますと、やはり全般的な人権の普及・啓発・教育という取組と、もう少しピンポイントでテーマを絞って、集中的というか深めた内容でやるという大きく言うと2本立てのような中身できているという風に見ております。もちろん一般的なものも、それはそれで小さい子供さんから学生、社会人、色んな方へ向けた情報発信も必要ですけども、ピンポイントで同和問題に向けたそういう取組も一方では非常に大切、特に[]は大切だという風に思います。我々も最初に市町から計画をお聞きする段階で、そういう視点で指導していきたいという風に思います。

このことばかり言ってもなかなか終われへんかもわからんけども、もう一つだけ気になるのは、職員の研修という場合に、職員の業務として人権問題を解決していくとかね、市民に人権意識をもたしていくとかいう行政の業務としてやらないかんという責務をもってるわけやんか。一般的な基礎知識を職員が学んでいますという話だけではなくて、具体的に実践をする、しかもその実践は、行政という立場で様々な考え方に對して施策という形で打っていかなあかん立場にあるわけやろ。

そうすると自ずから、基礎知識をぎょうさん学んどいたらいいとは思いますが、そのへんの具体的なことは研修の中に必要になってくると思うし。特に、その基礎になるのは、[]の中で具体的にどういう人権の課題があるのか、その中にはもちろん我々が指摘する部落差別も歴然とあるわけやね。障害者の問題にしろ、子供の問題にしろ、高齢者の問題にしろね、[]の町の中の実態というのがまずあってよ、そのことについてしっかりとした認識をもっていく。そして、[]としてそのことを解決するための手立てをとるためにどうしていくのかということを含めた研修会、当然職員研修の場に求められていると思う。県の職員研修もそうや。ただ、抽象的に人権意識をもちましようということではあかん。それは啓発という部分で、広く[]に意識をもってもらおう

という取り組みやったらええと思うんやけども。行政担当者がする場合、自ずからそういう責任とか目的もってなあかん。そのへんのところをさっきから話しとって聞こえてけえへん、見えてこへんいうかな。

これは[]の問題で、県の方にやれやれ言うてもね。それは[]のほうに行け言われたらしまいなんやけども。そういう意味でも、[]に対する行政としての指導っていうのは、そういうところをしっかりと押さえた指導をやっていくべきやと思ってるんでね。それについてはどうなんですか。現実にある人権の課題がベースになった研修をどうするか。そして、行政の手立て、施策ということを前提にした研修をどう作るかということで、具体的に指導していかなあかん。

(寺下 人権室長)

[]内で県が研修をやっている事業もいくつかあるわけですけども、その中では講師の先生には事前に、[]はこういう事象がありましたよということは含みおきいただいて、こういうような解決の方法も含めて講義をしてくださいと講師の先生にはお願いしてやっていただいております。

昨年の実績で申し上げれば、人権室の方から[]主催の研修会に出席して、[]の事象も紹介しながらこういう実態があるんですよと、[]皆さんに理解、認識をもっていただけるように、県の方も[]において一生懸命やっておるところでございます。

[]
いや、違うて。それはいい言うてるんや。[]ための、[]研修のあり方いうのをきちっと押さえた話をしていくべきやと言うてる。それはそれでええ。県民啓発は、そういう形でしてたらええ。

[]
時間がないんで先進みますけども、結論として私が思うには、11月の何日か[]と我々が話すわけやな。それはぜひやってもらわなあかん。けど、その前に、[]の組織のあり方、そういうもろもろをやな、やっぱり人権問題がもう少し進むような、そういう組織になるようなことを十分聞き取ってやな、解決するためにはこういうことをきちっと整理してください。11月に会うまでに。11月に会って、そういう話す時間ないから。それをちゃんと整理してから取りかかって。

(寺下 人権室長)

また11月よろしくお願いします。

私が言ったこと、ちゃんと守ってくれなあかんで。そんなら次いつて。公正採用。

3 公正採用問題について 【労働政策課、高校教育課】

(司会)

それでは、3番目の公正採用問題について意見をお願いいたします。

端的に言いますけれども、去年は数字上の分析作業は進みましたねという話はしました。それで、数字上の分析はいただいた資料でかなり整理されてきていると。これが分析結果かという、それは感ずるものがあるんですが、ここから何を学ぶのか、どういう課題があるのかということやと思うんですね。

例えばで言っておきますけれども、この違反状況をハローワークの管内別で見ると、表で言う一番下にみんなあがってるんですが、管内別で見ると、
がワースト3なんですね。

そうすると、例えばの話、この数値結果から見て、少なくともハローワーク管内で見ると、
では力を入れてほしいと労働局に要請すべきやと思うんです。例えばの話です。せっきく整理されたものの中から、教育委員会あるいは福井県として何を学んでどういう課題を抽出するのかということを、もう少しぜひ深めてほしい。

それから、これ去年も聞いたんですけど、不適切な事象というのは減ってきた、去年と比べて。その中で、就職内定率の差、去年も聞いたんですけど、分かるのであれば教えてほしいのが一つと、何年も連続している事業所、去年12の事業所が3年連続だとお聞きしましたが、連続して違反している事業所がどの程度か把握されているのか、これ二つ目ですね。

三つ目に、高校教育課のほうの回答書、「24年度から教育委員会主導」とあるんですが、これ今までどこがどうしていたのか。これまでも教育委員会主導でと理解していたんですが、違ったのかどうか。

それと四番目には、一昨年提起したんですけども、事業所向けのリーフレット、県と労働局とが一緒になってリーフレットを作成されていると聞いたので、この受験報告書の取組調査結果をリーフレットに掲載されていますかということを探ねて、掲載されていないようなのでせっきくだから受験報告書の調査結果もリーフレットに盛り込んで、具体的に事業所に提案されてはどうですかと提案したんですが、それは実際に行われているのか。その四点お願いします。

(平林 労働政策課長)

私の方から二点お答えいたします。まず、連続して違反している事業所が何社あるのかということでございますけれども、去年は12社であったとお答えしました。今年も同じように調査しましたところ、数が減っておりまして、7社にとどまっております。これがまず私からの答え一点目でございます。

それからもう一つ、リーフレットやガイドブックに調査結果の内容を掲載すべきではなかろうかというご指摘を以前いただいておったかと思っております。そうした中で、私どもといたしましては、こういう調査の中で家族状況に関する不適切な質問が多く現れてきておりますので、家族状況にする不適切な質問が多いんですよという風な内容を、きちっと数値を表してリーフレット等に掲載しております。

(国久 教育庁企画幹)

教育委員会関係で、内定率についてのお尋ねでございました。25年3月卒業者の県立高校の場合の内定率でございますけれども、77.2%ということなんですけれども、不適切な質問を受けた生徒さんについては、69%ということでございます。若干下がっております。

これは、就職希望者が前年度より約200人増えたということで、競争率が全体が厳しくなったということがまずあろうかという風に分析しております。面接でですね、不適切な質問があったということでの生徒の対応ですとか意欲等、選考論文等多岐に渡りますわけですが、その不適切な質問自体をもって合否に影響しているかどうかにつきましては断定できないわけでございますけれども、若干下がることについては間違いございません。

それから、回答の中で「24年度から教育委員会主導」ということの意味でございましたけれども、23年度までは各学校からこのリーフレットをお配りするということでございまして、それが教育委員会からといいますか、こちらが発する元ですね。それを教育委員会なり労働局からすると、企業からすると、言葉悪いですけどプレッシャーがかかるという趣旨だったと思いますんで、それを私ども24年度から高校教育課から発したというわけでございます。以上でございます。

あ、すいません。「公正採用選考人権啓発推進委員は県内の87.9%」ということになってますね。この対象事業所というのは、事業所規模が何人以上と福井県はなってます。

(平林 労働政策課長)

はい、この設置につきましては、100人を超える事業所につきましては設置するこ

とを原則とすることになっております。100人未満の企業につきましては、今ほど話題となっているような不適切な事象が生じたような事業所さんですね。そういったところに設置していただきますように、国の労働局の方が強く指導しているということでございます。

この87.9%と、全国から見ても低いんです。

(平林 労働政策課長)

そうなんですか。

そうなんですかと、どないなってる。そのために、採用選考関係機関連絡会議というのを設けてはるんでしょ。これの中には、県とどこが入ってるの。教育委員会か。

(平林 労働政策課長)

教育委員会と労働局が入っております。

労働局と3つやろ。そうすると、労働局の方から対象事業所のどこがまだ設置していないかということが分かるわけでしょ。もっと言ったら、福井市では何社が対象で、何社が加入してて何社がまだ未設置やということも分かるわけでしょ。

(平林 労働政策課長)

今、私の手元に資料を持っておりませんが、持っている資料で申し上げますと、100人以上の事業所につきましては92%の事業所が加入しております。

87.9%ちゃうの。

(平林 労働政策課長)

それは、対象となる全部の事業の場合87.9%ですけども、原則としてきちっと設置しなければならないと強く指導している100人以上の事業所につきましては…。

だから、100人以上やったら高なるやろ。問題は、違反質問したところには指導に行

ってるんやろ。そこは、100人以下でもせなあかんわけやろ。本来やったら、そこが100%ならなあかんわけやんけ。そうでしょ。結果的には、違反した事業所に指導に行ってもそうならへんから、92%から87%に下がってるわけやろ。指導になってえんてわけやんけ。

(平林 労働政策課長)

その点につきましては、労働局と・・・。

(
労働局ばかりやなくて、福井県としてこれらの企業啓発についてはどないすんねんと。福井県としての姿勢がないわけやろ。それをやった言うて。やらなあかん、当然。じゃあ福井県は、県内の企業にどうするんですか。福井県としては、どういう風に未設置企業に対してあるいは違反質問した事業所に対して具体的なアクション起こすんですか。

(平林 労働政策課長)

私どもといたしましても、色んな職業事業所へ経営指導に回ることがございます。そういう経営指導に回る際に、リーフレット等持参いたしまして・・・。

(
いやいや、そんな話聞いてない。未設置企業。100人以上でまだ設置してない企業があるでしょ。当然それは行かなあかんわけやけども、福井県としてはどうするんですか。

(平林 労働政策課長)

一つには、関係課で行っている研修会がございます。そちらの方には、こういう方々がお見えになることになっております。そういった場できちっと・・・。

(
だから、そういうやりとりしとっても、時間ばかり経つんやで。福井県については、未設置企業の情報を把握されてるんですか。されてないんですか。それだけ聞かせて。

(平林 労働政策課長)

現時点では、把握いたしておりません。

把握してなかったら、指導のしようがあらへんがな。少なくとも、そのために公正採用選考機関連絡会議を設置しているわけでしょ。県と県の教育委員会と労働局が入っているわけやん。そこで情報を共有化して、少なくとも100人以上の中で未設置企業については、県と労働局なりが合同で指導に行くとか、具体的なアクション起こさなかったら、いつまでも数字変わらへんやろ。だから、そういう形で中身を強化してもらいたい。

県の教育委員会について、受験報告書の取組ね。集約は結構なんやけども、少なくとも高校現場の学校の先生方が、この受験報告書の意味や目的をしっかりと理解してもらった上で、このことを子供達にどう伝えているか。このことによって、数字また変わってくると思うんです。そういう取組は、県の教育委員会としては、各高校の先生方集めて取組はされてるんですか。どうですか。教えてもらえたら。

(三田村 教育庁企画幹)

高校教育課でございます。今ご質問のございましたことにつきまして、各高校の就職担当教員を集めまして、そのことについてはきちっと話はしておりますし、生徒に周知徹底することも今年の6月に就職指導の担当者会議の中で、直接きちっと指導をしております。それから、各学校では7月に3年生の就職を希望者に対する説明会を実施しております。この中でも、公正採用選考につきまして、生徒に必ず説明をしております。以上のような取組を強化しております。

(司会)

まだまだ色んな問題があります。4項目から8項目につきましても多くの課題があるかと思いますが、質疑応答を終了させていただき、まとめに入らせていただきます。中央本部の方から、よろしくお願いします。

遅れて来てまとめいうのも変な話なんですけれども。前半の部分はよく効いてないんですが、毎年この時期に県の皆さんとこうした会をもっているわけです。内容的には、新たな課題というの懸案事項なり、継続したテーマでの話し合いもしてもらっております。県の皆さんもですね、県自身が部落問題をはじめとして、人権施策をしっかりと進めていくということの中身としてね、一つは県民啓発をしっかりとやっていただく。これは、我々の願いとしては、差別の事実や実態を踏まえた啓発等を進めていくことですね。まだまだ我々の側としては物足りないことがたくさんあると思います。

それからもう一つの問題として、具体的に各市町村に行政指導を行っていくと。その際にですね、指摘にもあったように、まさに差別の事実を踏まえた上でさらに行政として何を進めていくのか。それぞれの市町村で具体的に人権施策を進めていくという

ことが前提にあっての行政指導やと思います。そういうところがですね、そういう目的意識をもってしっかり取り組んでいていただきたいと思います。

とりわけですね、[] 問題につきましては、従来から何度となくこちらから指摘をやってきてるわけですが、差別の当事者自身が極めて厳しい状況の中ですね、なかなか声をあげられやんということが、ある意味そこに、悪い言い方ですけどかこつけてですね、サボタージュしてんのちゃうかというところからの議論だったと思います。そういう意味で、具体的には11月の[]との話し合いの中でも詰めていきたいと思うわけですが、特に[]については、そういう事実をしっかり踏まえた上でですね、そしてまた差別をされてる当事者自身が、どういう思いの中で毎日生活を送っているのかということをしっかり踏まえた中で、[]としてどういう取組をやっていくのか。このへんについてもさらに追求をやっていきたい。お互いに議論を尽くしてですね、いい道筋を考えていかなあかなと考えております。

あとですね、残された課題。就職差別の問題なりですね、さらには個人情報の問題等についてもですね、今日は議論する間がなかったですが、回答を見せていただくとですね、有効な手立てやけども、色々と訳があってなかなか進まんいう話になるんですが、やっぱりこう一番大事にしてほしいのは、市民・県民の人権を、行政として守り抜くんやという基本的な立場に立って、事に当たっていただきたい。このへんについては、また次回ですね、さらに進んだ県の姿勢が示されるであろうということを祈念しまして、どうもこの話が時間切れで終わった気がしますので、継続して我々の仲間と、地元の福井の仲間と協議を進めていってほしいと思います。本日はありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。続きまして・・・。

[]
今、[] さんがね言われたように、課題が残ったままで終わるんですけども、部長さん、年末までに我々県連との話し合う機会を作ってください。今日の話もなかなか煮詰まっていけないんで、もう少し整理してもう一度話したいと思うし、残った課題も話したいんで、年内に席を作ってください。お願いします。

(司会)

では、閉会の方を、福井県側嶺南振興局さん。

(片山 嶺南振興局長)

本日は長時間にわたりまして、色々ご意見いただきましてありがとうございました。いただきましたご意見ですけれども、私ども真摯に受け止めるとともに、県民一人一

人が同和問題を自分自身の問題として捉えまして、1日でも早く差別のない社会が実現するように、努力してまいりたいという所存でございます。今後とも、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますけど、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、福井県連側から、[REDACTED] お願いいたします。

([REDACTED])

それでは簡単をお願いします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。いくつか宿題みたいなものもありましたけれども、皆さんしっかり持って帰っていただいて、そちらのがんばってるいう意識がはっきりとこっちに伝わるようお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。気をつけて帰ってください。

(司会)

ありがとうございました。これをもちまして、福井県と解放同盟の懇談会を終わらせていただきます。長時間どうもありがとうございました。